

教職員の不祥事防止に向けた 新たな研修プログラム

第3回 事例研究 体罰、暴言、侮蔑的な言動等

岡山県教育委員会

研修のねらいと事例研究の進め方

ステップ1 不祥事の類型化による当事者意識の醸成

ステップ2 一体的な不祥事防止対策の理解

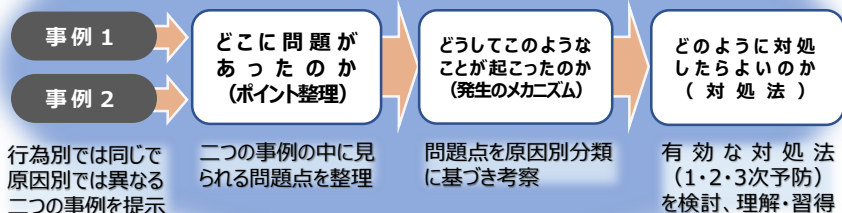
ステップ3 事例研究による対処法の習得

具体的な事例を、グループ協議やロールプレイング等を通して研究し、不祥事への認識を深め、具体的な対処法を身に付ける。

今日の研修は
ここです



第3回～



岡山県教育委員会

事例を確認しましょう

事例 1

A 教諭が顧問をしているサッカー部は、県大会でも常に好成績を修めていた。強くなるための指導の一環として、A は普段からミスをした部員を平手で叩くなどの体罰を行っていたが、成果を上げていたことで、大きな問題となることもなく、周りの教職員も注意することはなかった。そのため、A は自分の指導にますます自信を持っていった。



あるとき、3年生の部員 B が後輩部員からお金を脅し取っていたことが分かった。部活動にあっては、競技力だけでなく、人間性の向上も大切であることを部員全員に示すため、A は他の部員が見ているところで B の頬を平手で強く数回叩いた。B は翌日から登校できなくなり、保護者から校長に抗議の連絡が入った。

(A 教諭の事後の発言等)

- ・生徒たちは、試合に勝つための厳しい指導を承知で入部しており、保護者もそうした指導を期待していると思っていた。
- ・この程度の体罰は指導の一環として許されるという認識だったし、部員も私の思いをわかってくれていると思っていた。



岡山県教育委員会

事例を確認しましょう

事例 2

C 教諭のクラスでは、6年生児童 D とその影響を受けた 4 人の児童が落ち着かず、注意しても反抗するばかりで、私語や立ち歩き、友達への暴力、器物破損など、次第にエスカレートしていった。

学級崩壊ともなれば指導力不足に見られると思った C は、周囲に支援を求めることなく、一人焦りを募らせていった。周りの教員も誰も声をかけることはなかった。



ある日、D の授業態度があまりにひどく、口頭で注意したところ、「おまえの家知っとな。子どもがどうなっても知らんで。」などと挑発されたため、怒りが込み上げ「私の子どもに何かあったら絶対許さない。あなたは人間のクズよ！」と叫んでしまった。クラスは大騒ぎとなった。

(C 教諭の事後の発言等)

- ・20年以上教師をやってきて子どもの指導には自信があったが、最近では教室に行くのが嫌で、追い込まれた気持ちになっていた。
- ・体罰や暴言がいけないことはよく分かっていたが、児童の思いも寄らない発言に、ついカッとなってしまった。



岡山県教育委員会

どこに問題があったのでしょうか（ポイント整理）

事例 1



(本人に関すること)

事例 2



(本人に関すること)

考えてみましょう！

(環境に関すること)

(環境に関すること)

岡山県教育委員会

どうしてこのようなことが起こったのでしょうか（発生のメカニズム）

事例 1



() 型

・

事例 2



() 型

・

考えてみましょう！

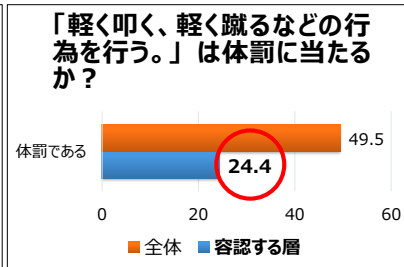
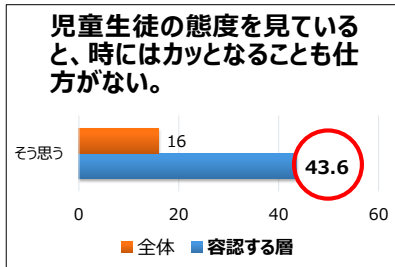
・

・

岡山県教育委員会

体罰に関する教職員の意識はどのようなのでしょうか？

京都府教育委員会の意識調査では…



(参考・引用)「体罰に関する意識調査集計結果」(平成25年4月 京都府教育委員会)

岡山県教育委員会

どのように対処したらよいのでしょうか（対処法）

事例 1



事例 2



	事例 1	事例 2
1次予防	《自覚の向上》 未然防止に向けて何ができるか、考えてみましょう！	《自覚の向上》
	《環境の整備》	《環境の整備》
2次予防	《個別的な関わり》 変化の兆候に気付き、早期に対処するため、何ができるか、考えてみましょう！	《個別的な関わり》
	《組織的な関わり》	《組織的な関わり》
3次予防		

岡山県教育委員会

体罰について再確認しましょう

- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

身体への侵害や肉体的苦痛を与える行為で、体罰に当たる

体罰は法的に禁止された行為です

「教育的に必要」

「信頼関係があるから…」

「少しぐらひは…」

といった考えが**許される余地はないのです！**

岡山県教育委員会

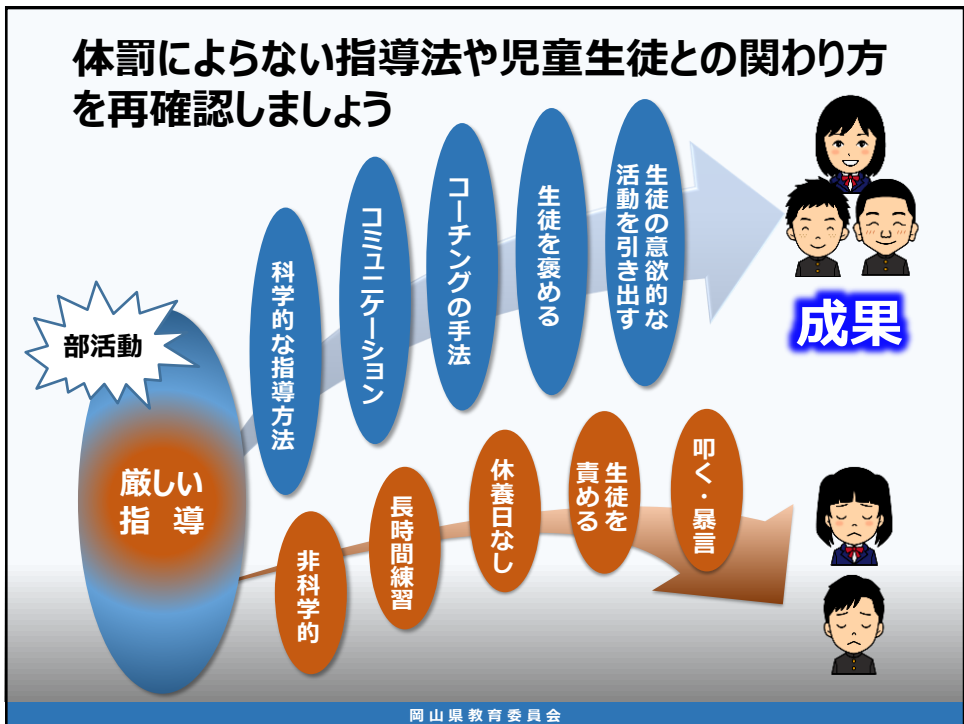
体罰について再確認しましょう

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱って席に着かせる。
- ・ 口頭で注意しても後ろを向いて私語を繰り返す児童に対して、体をつかんで前を向かせてきちんと正しい姿勢をとらせる。

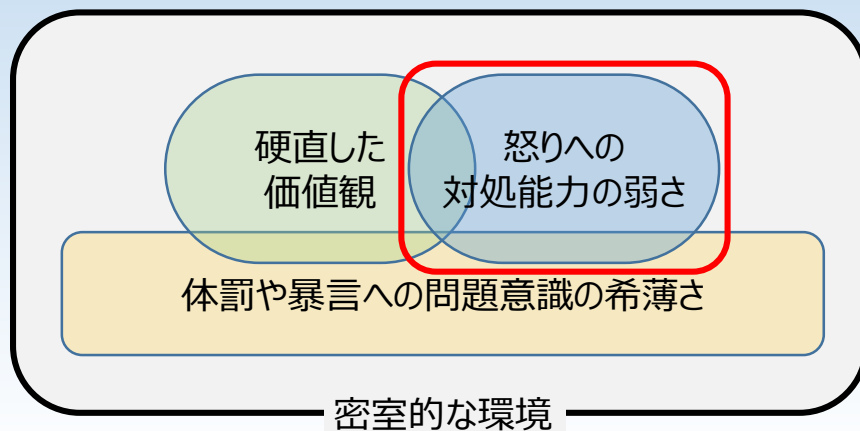
肉体的苦痛を与えるものでない限り体罰に当たらない
(法的に加えることを認められている **懲戒** に当たる)

状況によってこうした懲戒を加えることも含め、指導すべきことは毅然とした態度で指導する必要があります

岡山県教育委員会



体罰や暴言の背景



岡山県教育委員会

怒りの感情を爆発させやすい 人々の思考の特徴

- ① 「べき思考」や「白黒思考」
- ② 自分自身の客観視が苦手
- ③ 軽視されたと感じやすい

岡山県教育委員会

腹が立ったときの対処法

- ① 怒ったときの身体を知る
- ② まず深呼吸をゆっくりと
- ③ 「1」「2」「3」「4」「5」

岡山県教育委員会

イラショナル・ビリーフという考え方

- ① 現実的ではない
- ② 筋が通らない（非論理的である）
- ③ 人の幸福の役に立たない

白か黒かといった、堅い考え方や過度の一般化

岡山県教育委員会

援助者がもちやすいイラショナル・ビリーフ

- ・私は完全な教師（カウンセラー、保護者）であるべきだ。そうでなければ、人間として失格である。
- ・私は、どんな時も、だれからも好かれなければならない。
- ・私は立派な教師なのだから、保護者としても立派であるべきである。

自分についてのイラショナル・ビリーフは、落ち込みや不安の要因となる

- ・私がこんながんばっているのだから、子どもは目に見えてよくなるべきである。
- ・子どもは、教師（保護者）である私を、いつでも尊敬すべきである。
- ・私の学級（援助の相手、援助の仲間）は、私の思い通りになるべきである。
- ・私の仕事は、いつも正当に評価されるべきである。

相手（子どもや同僚）についてのイラショナル・ビリーフは、怒りの要因となる

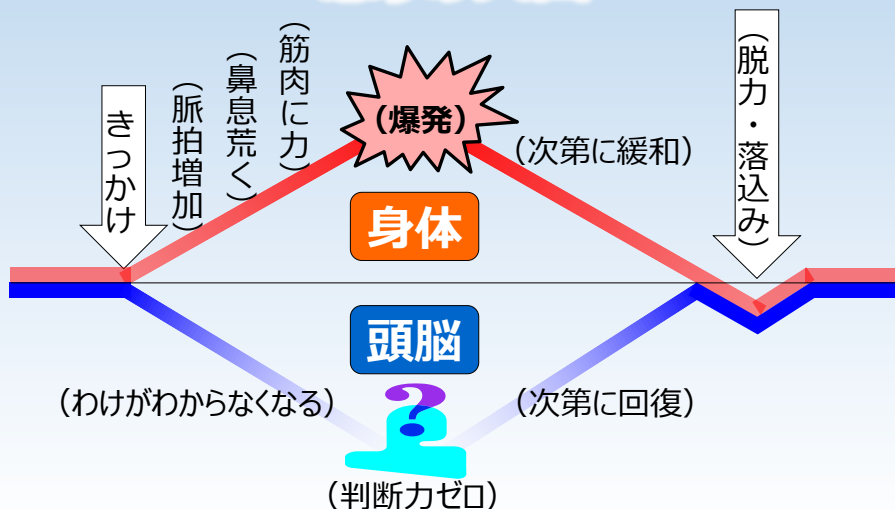
- ・世の中は、高貴な私に、私が望むものを、望むときに、望むかたちで、与えるべきである。そうでない状況に私は耐えられない。
- ・私の、教師（カウンセラー・保護者）としての自己実現を世界中が支援すべきである。

環境や状況についてのイラショナル・ビリーフは、怒りの要因となる

参考：石隈利紀（2002）「学校心理学」誠信書房

岡山県教育委員会

怒りの火山

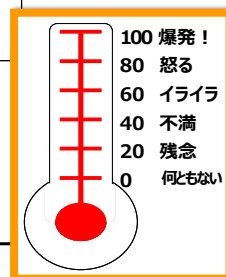


参考：岡山県教育センター（平成15年）「中学校におけるアンガー・マネジメントの試み」

岡山県教育委員会

怒りの温度計（温怒計）

できごと	温度	自分の行動	自分の行動の結果
① 目の前で子どもが廊下にごみを捨てたので拾うように注意すると、「自分で拾えば？」と言り返された。			
② 子どもたちに、帰りの会までにやっておくように言っておいたことができていなかった。そんな日が3日続いた。			



岡山県教育委員会

怒りのコントロール

やってみましょう

- ① 深呼吸
- ② カウントアップ
- ③ カウントアップ呼吸
- ④ 自己呼びかけ
- ⑤ リフレーミング

岡山県教育委員会

カウントアップ呼吸

「1・2・3・4」と数えながら鼻から息を吸い、5で息を止めて「6・7・8・9・10」で口から息を静かに吐いていく。カウントアップをしながら、深呼吸をする。



岡山県教育委員会

どのような責任を負うことになるか

懲戒処分

- ・免職（体罰により死亡・重大な後遺症）
- ・停職・減給・戒告（体罰により傷害）
- ・減給・戒告（常習的な体罰）
- ・減給・戒告（常習的な暴言や侮蔑的な言動で著しい精神的苦痛）

逮捕され、懲役又は罰金

- （状況による。）
- ・傷害罪：15年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・暴行罪：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

被害者への慰謝料等の損害賠償責任





（加害教職員への求償）

1次予防（未然防止）

他県の事例

高校の部活動で顧問の教諭から暴言や体罰を受けた生徒が自殺した。
（身分上）懲戒処分により免職
（民事上）教諭の体罰と生徒の自殺に因果関係あり → 市に約7,500万円の支払い
（市は教諭に対し国賠法に基づく求償権を行使すると表明）
（刑事上）傷害と暴行の罪で懲役1年、執行猶予3年の有罪判決

岡山県教育委員会

1次予防 (未然防止)	環境の整備	
	事例 1	事例 2
	第三者によるチェック機能の導入	
	複数指導体制等の校内ルールの策定・周知	
	相談窓口（対児童生徒）の設置、相談体制（対教職員）の整備	
	互いに支え合う職場づくりの推進	
2次予防 (早期対応)	個別的な関わり	
		
	管理職による面談等における気付き・問いかけ	
	同僚による気付き	
	組織的な関わり	
	校内ルールの徹底・確認（定期・不定期に）	
	ヒヤリ・ハット事例の共有（事前の対策へ）	
3次予防		再発防止、当事者への継続的なフォローアップ
		アンダーマネジメント
岡山県教育委員会		

本日の研修のまとめ

4 研修の振り返り

◇今後に向けて

岡山県教育委員会

***** 作成協力 *****

岡山県教職員不祥事防止対策チームアドバイザー

塚本 千秋（岡山大学大学院教育学研究科 教授）

平 伸二（福山大学人間文化学部 学部長・教授）

事例 1

事例 2

1 この事案のどこに問題があったのでしょうか。(ポイント整理)

(本人に関すること)  (環境に関すること)	(本人に関すること)  (環境に関すること)
---	---

2 どうしてこのようなことが起こったのでしょうか。(発生のメカニズム)

() 型 ・ ・	() 型 ・ ・
-----------------	-----------------

3 どのように対処したらよいのでしょうか。(対処法)

1 次 予 防	≪自覚の向上≫ ≪環境の整備≫	≪自覚の向上≫ ≪環境の整備≫
2 次 予 防	≪個別的な関わり≫ ≪組織的な関わり≫	≪個別的な関わり≫ ≪組織的な関わり≫
3 次 予 防		

4 研修の振り返り

氏名 ()